

■ 共生型専門型訪問サービス（独自）サービスコード表①（令和4年10月1日～）

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A2 1111	訪問型独自サービス専門型Ⅰ	専門型訪問サービス費(独自)	要支援1・2(週1回程度)	1,176
A2 1211	訪問型独自サービス専門型Ⅱ	専門型訪問サービス費(独自)	要支援1・2(週2回程度)	2,349
A2 1321	訪問型独自サービス専門型Ⅲ	専門型訪問サービス費(独自)	要支援2(週2回超)	3,727
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	(1)生活機能向上連携加算Ⅰ	200 単位加算	100
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(2)生活機能向上連携加算Ⅱ	100 単位加算	200
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の137/1000 加算	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の100/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ 所定単位数の 55/1000 加算	
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の63/1000 加算	
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の42/1000 加算	
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算	同一建物減算	所定単位数の10% 減算	
● 契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)				
A2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割	専門型訪問サービス費(独自)	要支援1・2(週1回程度)	39
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割	専門型訪問サービス費(独自)	要支援1・2(週2回程度)	77
A2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割	専門型訪問サービス費(独自)	要支援2(週2回超)	123

● 共生型サービスを利用する場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A2 6361	訪問型独自共生型サービス居宅介護Ⅰ	共生型訪問型独自サービスを利用する場合	指定居宅介護事業所(基礎研修課程修了者等)が行う場合	所定単位数の30%減算
A2 6362	訪問型独自共生型サービス居宅介護Ⅱ		指定居宅介護事業所(重度訪問介護研修修了者)が行う場合	所定単位数の7%減算
A2 6363	訪問型独自共生型サービス重度訪問介護		指定重度訪問介護事業者が行う場合	所定単位数の7%減算

※ 尼崎市における共生型サービス施行は平成30年10月1日からとなります。  
 ※ 共生型サービスを利用する場合、サービスコード表マスタには同コードがございませんので国保連合会に請求せず、尼崎市へ直接ご請求いただきますようお願いいたします。  
 (国保連合会へご請求されても受理されません。)

■ 共生型標準型訪問サービス（独自）サービスコード表②（令和4年10月1日～）

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A2 1121	訪問型独自サービス標準型Ⅰ/2	標準型訪問サービス費(独自)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	941
A2 1221	訪問型独自サービス標準型Ⅱ/2	標準型訪問サービス費(独自)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1,879
A2 1331	訪問型独自サービス標準型Ⅲ/2	標準型訪問サービス費(独自)Ⅲ	要支援2(週2回超)	2,982
A2 4011	訪問型独自サービス初回加算/2	初回加算	160単位加算(専門型訪問サービス単位×0.8)	160
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の137/1000 加算	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の100/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ 所定単位数の 55/1000 加算	
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の63/1000 加算	
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の42/1000 加算	
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算	同一建物減算	所定単位数の10% 減算	
● 契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)				
A2 2121	訪問型独自サービス標準型Ⅰ日割/2	標準型訪問サービス費(独自)Ⅰ	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	31
A2 2221	訪問型独自サービス標準型Ⅱ日割/2	標準型訪問サービス費(独自)Ⅱ	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	62
A2 2331	訪問型独自サービス標準型Ⅲ日割/2	標準型訪問サービス費(独自)Ⅲ	要支援2(週2回超)	98

● 共生型サービスを利用する場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A2 6361	訪問型独自共生型サービス居宅介護Ⅰ	共生型訪問型独自サービスを利用する場合	指定居宅介護事業所(基礎研修課程修了者等)が行う場合	所定単位数の30%減算
A2 6362	訪問型独自共生型サービス居宅介護Ⅱ		指定居宅介護事業所(重度訪問介護研修修了者)が行う場合	所定単位数の7%減算
A2 6363	訪問型独自共生型サービス重度訪問介護		指定重度訪問介護事業者が行う場合	所定単位数の7%減算

※ 尼崎市における共生型サービス施行は平成30年10月1日からとなります。  
 ※ 共生型サービスを利用する場合、サービスコード表マスタには同コードがございませんので国保連合会に請求せず、尼崎市へ直接ご請求いただきますようお願いいたします。  
 (国保連合会へご請求されても受理されません。)

■ ～経過措置(令和4年10月1日～令和6年3月末)～ 共生型標準型訪問サービス（独自）サービスコード表②-2

サービスコード	サービス内容略称	算定項目(令和3年度 訪問介護員派遣 経過措置) 専門型×0.9	合成 単位数	算定 単位
A2 1131	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅰ/3	標準型訪問サービス費(独自)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,058
A2 1231	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅱ/3	標準型訪問サービス費(独自)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,114
A2 1341	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅲ/3	標準型訪問サービス費(独自)Ⅲ	要支援2(週2回超)	3,354
A2 4021	訪問型独自サービス初回加算/3	初回加算	160単位加算(専門型訪問サービス単位×0.8)	160
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の137/1000 加算	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の100/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ 所定単位数の 55/1000 加算	
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の63/1000 加算	
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の42/1000 加算	
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算	同一建物減算	所定単位数の10% 減算	
● 契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)				
A2 2131	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅰ日割/3	標準型訪問サービス費(独自)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	35
A2 2231	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅱ日割/3	標準型訪問サービス費(独自)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	70
A2 2341	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅲ日割/3	標準型訪問サービス費(独自)Ⅲ	要支援2(週2回超)	110

● 共生型サービスを利用する場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A2 6361	訪問型独自共生型サービス居宅介護Ⅰ	共生型訪問型独自サービスを利用する場合	指定居宅介護事業所(基礎研修課程修了者等)が行う場合	所定単位数の30%減算
A2 6362	訪問型独自共生型サービス居宅介護Ⅱ		指定居宅介護事業所(重度訪問介護研修修了者)が行う場合	所定単位数の7%減算
A2 6363	訪問型独自共生型サービス重度訪問介護		指定重度訪問介護事業者が行う場合	所定単位数の7%減算

※ 尼崎市における共生型サービス施行は平成30年10月1日からとなります。  
 ※ 共生型サービスを利用する場合、サービスコード表マスタには同コードがございませんので国保連合会に請求せず、尼崎市へ直接ご請求いただきますようお願いいたします。  
 (国保連合会へご請求されても受理されません。)